

消防消第 171 号
消防救第 140 号
令和 5 年 5 月 8 日

各都道府県消防防災主管部(局)長 殿

消防庁消防・救急課長
(公 印 省 略)
消防庁救急企画室長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」
の廃止について

本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）における新型コロナウイルス感染症の位置づけが「新型インフルエンザ等感染症」から「5 類感染症」に見直されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」（令和 2 年 2 月 4 日付け消防消第 26 号消防庁消防・救急課長、消防救第 32 号消防庁救急企画室長通知）は廃止します。

なお、5 類感染症への位置づけ変更後は、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う消防機関の対応について」（令和 5 年 3 月 17 日付け消防庁救急企画室事務連絡）に基づく対応となることを申し添えます。

貴職におかれましては、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

【問合せ先】

消防庁救急企画室

飯田専門官、鈴木補佐、日高係長

橋本事務官、田中事務官

TEL : 03-5253-7529

E-mail : kyukyuanzen@soumu. go. jp